明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○こども家庭庁組織規則（内閣府三八）　二
○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（同三九）　三
○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（同四〇）　五
○こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（同四一）　六
○こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（同四二）　七
○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（同四三）　七
○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（同四四）　八

〔府令・省令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（内閣府・厚生労働二）　一四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令（同三）　一五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する命令（同四）　一六

〔告　示〕

○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（こども家庭庁一）　一八
○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく内閣府が関係行政機関として所管することも家庭庁関連法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（同二）　一八
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（同三）　一八
○こども家庭庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（同四）　一九
○こども家庭庁長官の所掌に係る個人情報の保護に関する法律に定める権限又は事務を委任する件（同五）　三
○こども家庭庁長官の所掌に係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める権限又は事務を委任する件（同六）　三
○内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（同八）　三
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（同九）　三
○こども家庭科学研究費補助金等取扱規程を定める件（同一〇）　三
○国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部を改正する件（同一一）　三七
○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（総務一六九）　三七